

国民健康保険料の軽減制度

国民健康保険加入世帯で、総所得金額の世帯合計が一定基準より低い場合「均等割」・「平等割」の軽減を受けることができます。

◆軽減の基準

- 2割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+35万円×被保険者数以下
- 5割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主を除く)以下
- 7割軽減 世帯の合計基準所得が、33万円以下

軽減世帯の限度額表(総所得金額の世帯合計)

		被保険者の数				
		1人	2人	3人	4人	5人
軽減率	2割軽減	68万円以下	103万円以下	138万円以下	173万円以下	208万円以下
	5割軽減		57.5万円以下	82万円以下	106.5万円以下	131万円以下
	7割軽減	33万円以下				

		被保険者の数				
		6人	7人	8人	9人	10人
軽減率	2割軽減	243万円以下	278万円以下	313万円以下	348万円以下	383万円以下
	5割軽減	155.5万円以下	180万円以下	204.5万円以下	229万円以下	253.5万円以下
	7割軽減	33万円以下				

※5割・7割軽減は、総所得金額の世帯合計により軽減されます

ただし、2割軽減を受けるためには、申請が必要です

○被保険者均等割額の減額を行うか否かは、世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません）および世帯に属する被保険者全員の「総所得金額等の合算額」により判断しますので、収入状況が不明な方がいる世帯については減額できません。

このため、平成16年中に、収入が全くなかった方や障害若しくは死亡を支給理由とする年金、恩給老齢福祉年金を受給している等の非課税所得のみの方についても、「市民税・県民税報告書」または「国民健康保険所得申告について」が届いた場合は、提出してください。

2割軽減を受けるためには…《2割軽減を受けられる世帯》

◆世帯主による申請が必要です

◆平成16年中の国民健康保険加入世帯の加入者全員の所得金額が33万円+(35万×被保険者の人数)以下であること

◎平成17年中の所得が大幅に増加すると予想される場合は軽減しません

(毎年2割軽減基準額より高額な所得があるが、今年だけ2割軽減に該当するような場合)

◎該当すると思われる方へ「保険料の減額申請書(2割軽減)」を送付します

7月15日 までに必ず返送してください

期限を過ぎると申請しても軽減されなくなります

◎既に、7割・5割軽減に該当している方は2割軽減は該当しません

問い合わせ先……北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 FAX72-3334